

昨今、世界情勢は大きく変動しており、特にトランプ大統領の再選以降、関税政策、米中対立の激化、各地での紛争の増加など、ブロック経済化が進むとの見方が強まっている。このような状況下で、日本企業が海外進出を考える際には、進出先の法規制を詳細に確認することが、ますます重要となっている。

そして、特に日本企業の主要な海外進出先としてアジア各国が挙げられる。そして、米中間の関税戦争や技術覇権争いが続くなか、多くの日本企業は中国市場のリスクを回避するために、ASEAN諸国への投資を増やしている。ASEAN諸

国は比較的安定した政治・経済・投資環境を持ち、労働力も豊富であるため、製造業やサービス業の拠点として魅力的である。たとえば、ベトナムやインドネシアは製造業の拠点として人気が高まっており、多くの日本企業が工場を移転している。また、フィリピンやマレーシアはサービス業やIT産業の拠点として注目されている。

アジア地域は経済成長が著しく、多くのビジネスチャンスが存在する一方で、各国の法規制は多岐にわたり、頻繁に変更されることもある。そして、ASEAN諸国においては、統一の法典はなく、それぞれ異なる法制度を持っており、進出先の国

ごとに異なる対応が求められる。たとえば、ASEAN各国の外資規制、労働法制、個人情報保護法などの諸法令の改正が続く、法令のアップデートは容易ではない。インドにおいても労働法制、税制などが極めて複雑であり、現地の法規制を理解しないまま進出すると、予期せぬトラブルに巻き込まれる可能性がある。

このように、アジア各国の法規制を詳細に確認し、適切な対応を取ることは、日本企業が海外進出を成功させるための重要なステップである。本特集においては、最近のアジア進出時における直近の重要な法令改正の状況について解説する。

第1章

外資規制逃れの名義借りの取締り厳格化 タイ進出時における 法規制の留意点

One Asia 法律事務所
弁護士

藤原 正樹

過し、タイ政府はB to C事業について
厳格な施行と遵守を強化している。

タイの外資規制

タイに進出する外国企業が外国人

●タイは厳しい外資規制があり、外資規制を逃れるためのタイ人株主からの名義借りについて以前より取締りが厳しくなっている。

●個人情報保護法の施行から約3年経

(1) 外国人事業許可を取得して 規制対象事業を行う方法

タイ人の雇用保護や国内産業の育成を目的として、2000年に外国人がタイ国内で事業を行う際のルールを定めた外国人事業法(Foreign Business Act。以下、「FBA」という)が施行された。FBAは、同法上外国人に該当する者による特定の事業活動を規制対象としている。タイ国外の法人や、タイ国内で設立登記した法人で、タイ国籍者(法人含む)以外の株主が全株式の過半数を保有する場合は、FBA上の外国人であるとみなされる。

FBAでは規制対象となる外国人